

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙7中、2(3)ラを次のとおり改め、同井とする。

井 割引相互間の適用関係

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はE T C前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。
- (ロ) 平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)
2	路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)
3	大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引

- (ハ) 一の通行が、平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- (二) 平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)が適用される場合に、割引適用後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1円単位とする。

別紙7中、2(3)ナを同ウに、同ネを同ムに改める。

別紙7中、2(3)ツを次のとおり改める。

ツ 休日バス割引

- (イ) 割引をする自動車

休日に本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するE T C車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前0時から翌午前1時

までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ハ) 実施期間

平成21年7月4日から平成23年3月31日までとする。

別紙7中、2(3)ツの次に次のとおり加える。

ネ 平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)

(イ) 割引をする自動車

本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、1回の走行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

(ハ) 実施期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日とする。

ナ 平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)

(イ) 割引をする自動車

本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するETC車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員1人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社のいずれかと締結した利用者の自動車(ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ハ) 実施期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日とする。

ラ 平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)

(イ) 割引をする自動車

次の①から③に定める通行をするETC車のうち中型車、大型車及び特大車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。

(a) (二) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (二) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (二) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

(d) (二) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

(e) (二) ①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

(f) (二) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から翌午前1時までの間に通行する。

(a) 山陽自動車道から連続して通行し、(二) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) 山陽自動車道から連続して通行し、(二) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)

(c) 山陽自動車道から連続して通行し、(二) ①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)

(d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(二) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出する

インターチェンジの料金所を、午前0時から翌午前1時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を通行する。

(ロ) 割引率

① 午前6時から午後10時までの間の通行について

料金の割引率は、50パーセントとする（ただし、(イ) ① a (f) 又は同 b (d) に定める通行をする場合は、神戸淡路鳴門自動車道の鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

② 午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間の通行について

a (イ) ① a (a)、同 a (d) 又は同 b (a) に定める通行をする場合の通行区間と(イ) ① a (b)、同 a (c)、同 a (f)、同 b (b) 又は同 b (d) に定める通行をする場合の神戸淡路鳴門自動車道の淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について、料金の割引率は50パーセントとする。

b a に該当しない場合について、料金の割引率は、30パーセントとする（ただし、(イ) ① a (f) 又は同 b (d) に定める通行をする場合は、神戸淡路鳴門自動車道の鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

(ハ) 実施期間

平成21年8月3日から平成21年8月5日まで、平成21年8月10日から平成21年8月12日まで、平成21年8月17日及び平成21年8月18日とする。

(二) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

別紙7中、3(3)二を次のとおり改める。

二 割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る2の(3)のイの適用については、

「(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)

(Ⅱ) (Ⅲ)、大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)
2	路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)
3	大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引

(ハ) 一の通行が、平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(二) 平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)が適用される場合に、割引適用後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1円単位とする。

」

とあるのは、

「(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、E T C前納割引又はE T C特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)
2	路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)
3	大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引

(ハ) E T C特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、E T C前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引又は障害者割引に限るものとし、E T C特別割引を適用した後の金額(障害者割引を受ける自動車がE T C特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にE T C特別割引を適用した後の金額をいう。)に対してE T C前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)については本割引を適用した後の金額に対してE T C特別割引を適用する。

なお、E T C特別割引を適用した後の金額に対して、路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

- (二) 一の通行が、平日夜間割引（Ⅰ）（Ⅱ）、平日深夜割引（Ⅰ）（Ⅱ）、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引（Ⅰ）（Ⅲ）のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- (ホ) 平日夜間割引（Ⅰ）（Ⅱ）、平日深夜割引（Ⅰ）（Ⅱ）、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引（Ⅲ）の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引（Ⅱ）が適用される場合に、割引適用後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1円単位とする。
- (ハ) 障害者割引を受けることができる自動車が、平日夜間割引（Ⅱ）、平日深夜割引（Ⅰ）（Ⅱ）、休日昼間割引、休日終日割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引（Ⅰ）（Ⅲ）を受けようとする場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

」

とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 7 月 1 3 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 伊 藤 周 雄